

建設工事の入札における最低制限価格の変更(試行)について(旧)

三次市では、緊急経済対策の一環として、平成22年4月1日以降に公告を行う一般競争入札案件(低入札価格対象工事を除く)について、当分の間、最低制限価格の取扱いを変更します。

試行する内容

- ・平成21年7月14日から設計金額が1億円未満(税込)の建設工事について、最低制限価格の範囲を予定価格の7.5/10~8.5/10としていましたが、予定価格の7.5/10~9.0/10に取り扱いを変更します。
- ・最低制限価格は事後公表とします。(開札後に公表する。ただし、不落等により落札者が決定しなかった場合は非公表とする。)
- ・最低制限価格の算定方法は、対象工事について案件ごとに公告の中で示します。

最低制限価格の算定方法

- ・直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60+一般管理費×0.30により算出した金額とします。
※算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。
ただし、予定価格の7.5/10~9.0/10の範囲内で決定します。
- ・算出した金額が予定価格の7.5/10以下の場合、最低制限価格は7.5/10となり、予定価格の9.0/10以上の場合には9.0/10となります。
※算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。

留意事項

- ・入札回数はこれまでと同様に1回のみとします。
- ・最低制限価格を下回った場合は、「失格」の入札となりますので十分注意してください。なお、最低制限価格を下回った場合に指名除外を行うことはありません。
- ・最低制限価格の非公表に伴い、入札に際し不正行為等の疑惑を招くことのないよう注意してください。
- ・ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

部 署 名: 財務部財政課契約係

T E L: 0824-62-6141(直通)

F A X: 0824-62-6235(直通)

建設工事の入札における最低制限価格の変更(試行)について(新)

★最低制限価格計算式の変更は平成28年8月25日以降の公告分から適用します。

三次市では、緊急経済対策の一環として、平成22年4月1日以降に公告を行う一般競争入札案件(低入札価格対象工事を除く)について、当分の間、最低制限価格の取扱いを変更します。

試行する内容

- ・平成21年7月14日から設計金額が1億円未満(税込)の建設工事について、最低制限価格の範囲を予定価格の7.5/10~8.5/10としていましたが、予定価格の7.5/10~9.0/10に取り扱いを変更します。
- ・最低制限価格は事後公表とします。(開札後に公表する。ただし、不落等により落札者が決定しなかった場合は非公表とする。)
- ・最低制限価格の算定方法は、対象工事について案件ごとに公告の中で示します。

(旧からの変更点:黄色網掛け部分の変更点となります。)

最低制限価格の算定方法

- ・直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.80+一般管理費×0.30により算出した金額とします。
※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。
ただし、予定価格の8.0/10~9.0/10の範囲内で決定します。
- ・算出した金額が予定価格の8.0/10以下の場合、最低制限価格は8.0/10となり、予定価格の9.0/10以上の場合には9.0/10となります。
※ 算出した金額の千円未満は、端数切捨てとします。

留意事項

- ・入札回数はこれまでと同様に原則1回のみとします。
- ・最低制限価格を下回った場合は、「失格」の入札となりますので十分注意してください。なお、最低制限価格を下回った場合に指名除外を行うことはありません。
- ・最低制限価格の非公表に伴い、入札に際し不正行為等の疑惑を招くことのないよう注意してください。
- ・ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

部署名: 財務部財政課契約係

T E L: 0824-62-6141(直通)

F A X: 0824-62-6235(直通)